

第1回 静岡市災害義援金配分委員会 次第

令和4年11月28日(月)  
10時30分から12時まで  
静岡庁舎 新館9階 特別会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付 …資料1
- 3 保健福祉長寿局次長あいさつ
- 4 委員長、副委員長の選出 …資料2
- 5 報告事項
  - (1) 令和4年台風第15号災害の被害の概要について …資料3
  - (2) 災害義援金の実施状況について …資料4
  - …別添資料
- 6 審議事項
  - (1) 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法について …資料5
    - ア 配分対象
    - イ 配分基準
    - ウ 配分金額 …資料6
    - エ 配分時期及び配分方法
- 7 閉会

## 静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、令和4年台風第15号の被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭（以下「災害義援金」という。）に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

## (名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市災害義援金配分委員会とする。

## (所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法について調査審議すること。
- (2) 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法に関し、市長に意見を述べること。

## (組織)

第4条 附属機関は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 被災者の支援に関し優れた識見を有する者
- (2) 会計監査に関し優れた識見を有する者
- (3) 被災者の支援に係る関係団体を代表する者
- (4) 町内会及び自治会を代表する者

## (委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年9月30日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (委員長及び副委員長)

第6条 附属機関に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによ

る。

- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(この規則の失効)
- 2 この規則は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。

## 静岡市災害義援金配分委員会 委員名簿

五十音順

氏名	所属	職名
えばら かつゆき 江原 勝幸	静岡県立大学短期大学部	准教授
おばた たけひろ 小幡 剛弘	静岡市社会福祉協議会	常務理事
かじたに こう 梶谷 浩	静岡市民生委員児童委員協議会	会長
かやま ひでたけ 加山 秀剛	加山公認会計士事務所	所長
たみや ふみお 田宮 文雄	静岡市自治会連合会	副会長

## 事務局

氏名	職名
いけだ ようへい 池田 陽平	保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長
にしじま ひろみち 西島 弘道	参与兼福祉総務課長

## 報告事項1 令和4年台風第15号災害の被害の概要について

1 対応期間 令和4年9月23日（金）19時00分～

2 雨量・警報

（1）雨量 市内最大累加降水量 24日12時 静岡市南部平山496mm  
1時間最大降水量 24日1時～2時 静岡市南部曲金107mm

（2）警報等 23日19:00～24日15:40 静岡市南部大雨警報発表  
23日19:19～24日15:40 静岡市北部大雨警報発表  
23日19:52～24日14:45 静岡市南部土砂災害警戒情報発表  
23日20:20～ 静岡市南部洪水警報発表  
23日22:05～24日14:45 静岡市北部土砂災害警戒情報発表  
23日22:35～24日5:47 静岡市北部洪水警報発表

3 緊急避難場所

23日20:15～24日14:45の間に静岡市南部の70か所、北部の6か所開設

4 避難情報

避難者数（実数）41世帯87人（内訳）葵：27世帯62人、駿河：6世帯10人、清水：8世帯15人

23日20:15～24日14:45 静岡市南部の土砂災害警戒区域等 29,841世帯、72,447人  
23日22:30～24日14:45 静岡市北部の土砂災害警戒区域等 1,518世帯、3,320人  
23日23:40～24日9:15 巴川の浸水想定区域 42,444世帯、97,965人  
23日23:40～24日5:00 長尾川、足久保川の浸水想定区域 1,073世帯、2,860人  
24日1:05～24日5:00 興津川の浸水想定区域 2,155世帯、5,334人  
24日1:50～24日5:00 安倍川、藁科川の浸水想定区域 88,811世帯、200,095人

5 被災概況

令和4年11月21日時点

	被害の程度							浸水区分	
	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損 壊	合計	床上	床下等
葵区	0	2	32	331	154	483	1,002	560	442
駿河区	0	0	0	49	61	119	229	127	102
清水区	4	5	77	1,825	789	1,099	3,799	2,843	956
合計	4	7	109	2,205	1,004	1,701	5,030	3,530	1,500

6 災害救助法の適用 令和4年9月24日（土）6時30分本市を含む県内23市町に適用

7 災害対策本部の設置 令和4年9月24日（土）13時00分静岡市災害対策本部の設置

## 報告事項 2 災害義援金の実施状況について

## 1 義援金の位置づけ等

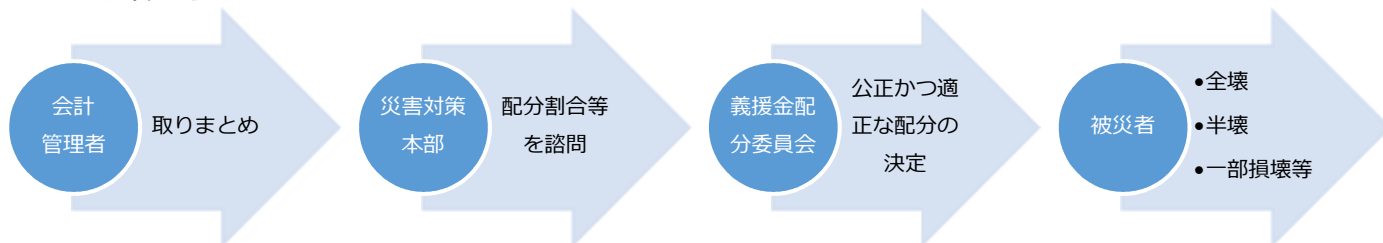
義援金は、被災した被災者を支援するために寄託されたもので、被災者に対して生活再建支援の一環として配分されるものです。この度、静岡市において配分する義援金は、本市で募集している義援金のほか、静岡県が各市町に配分する義援金があります。

義援金の配分については、配分基準を設けたうえ、一次、二次など多段階に義援金を配分するのが一般的です。今回は、義援金が公平かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、配分完了義援金の処理に関する監査を行い、配分状況の公表を予定しています。

## 2 受付の流れ



## 3 配分の流れ



## 4 静岡市災害義援金の募集状況

総額 47,302,778 円 (令和4年11月21日時点)

寄託方法	受付場所	寄付控除等を受けるための領収証書
指定口座に口座振込	清水銀行 静岡支店 普通 2626524 令和4年9月台風第15号静岡市災害義援金	①郵便振替で支払った際の半券、振込票の控え等 ②受領証発行依頼書を郵送すれば受領証を発行します。
窓口で現金持参	静岡市会計室 (静岡庁舎新館2階) 駿河区戸籍住民課 (駿河区役所1階) 清水区戸籍住民課 (清水区役所1階)	氏名住所を明記して募金した方には領収証書を発行します。

## 5 令和4年台風第15号災害静岡県義援金 静岡市分 131,140,000 円 (令和4年11月22日通知)

社会福祉法人静岡県共同募金会、日本赤十字社静岡県支部、静岡県が募集した義援金(受入総額:152,568,640円 令和4年11月7日現在(受入件数:2,053件))は、令和4年台風第15号災害静岡県義援金募集・配分委員会が配分対象、配分比率、配分単価等を協議、決定し各市町に配分されます。11月18日に開催された県配分委員会の決定は別添のとおりです。



## 審議事項1 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法について

## 1 配分対象

災害義援金は市内外の皆様から寄託いただいた浄財を原資とすることから、確かに経済的損失を負った被災者に公正かつ適切に配分することが求められます。そのため、配分対象となる被災者は、罹災証明等によって被災の事実を確認する必要があります。

配分対象を入手手続きの認知度が高い罹災証明により被災したことが明確に確認可能な者に限定することで、漏れなく被災者に申請の勧奨ができ、申請受理及び審査手続において市が迅速に確認することが可能になり、義援金を早期支給につなげることができます。

配分対象案	罹災原因が令和4年台風第15号であり、被災家屋の所在地が静岡市内である住家に居住する世帯として罹災証明を交付された者
-------	--

## 2 配分基準

被災者自身が配分対象であることを知らなかったが故に申請手続きをせず、配分を受けられない被災者が発生することを防止するためにも、申請勧奨について広報するとともに、配分対象となる被災者が配分対象に当てはまると容易に判断できる基準を用いる必要があります。

配分基準案	交付された罹災証明の被害の程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部破損（うち床上浸水、床下浸水、土砂流入・雨漏り等浸水以外））
-------	--

## 3 配分金額

限りある災害義援金を公正に配分し、被災の程度に見合った金額を生活再建に役立てていただくため、被災者数及び総額を勘案して適切かつ有効な配分比率を決定しなければなりません。

義援金の配分については、最終的には被害区分に応じて配分比率を決定し配分額が確定しますが、迅速性の観点から第1回配分においては最終的な配分比率は定めず、一定の金額を配分したいと考えています。被害区分に応じた最終的な配分比率については、第2回以降の配分委員会で協議します。

ただし、寄託者の篤志を伝え、生活再建の一助としての意義を果たすため、第1回配分における1世帯への最低配分金額は、県義援金と合計して被害を慰藉するに見合う金額であることが求められます。

配分金額決定のための配分シミュレーションは、資料6のとおりです。シミュレーションにおいては、一次調査（被害の大きかった地域へのローリング調査）で把握した被害件数を配分対象最大値と仮定しています。また、一次調査で床上浸水とされたが未申請の方や申請済未発行の方のうち半数が半壊、半数が一部損壊と判定されるものと見込んでいます。

ただし、一時調査で把握していない被害について罹災証明交付申請がある可能性もありますし、一時調査で把握した被害でも罹災証明交付申請をしないこと、一部損壊にも満たず罹災証明が交付されないことがあり得ます。

配分金額案1	県義援金と同対象（床上浸水以上のみ）・比率の傾斜配分
配分金額案2	案1より緩やかな傾斜配分
配分金額案3	案1と概ね同比率の傾斜配分で床下浸水も対象

配分金額案のメリット・デメリット比較

	案1（県義援金と同対象・比率の傾斜配分）	案2（案1より緩やかな傾斜配分）	案3（案1と概ね同比率の傾斜配分で床下浸水も対象）
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県義援金（市分）は、被災の程度に応じて設定された県の各配分額と同一に設定</li> <li>・市義援金も、県義援金と同対象（床上浸水以上のみ）・比率の傾斜配分 （全壊：半壊：一部損壊が概ね11:5.5:1）</li> <li>・具体的な合計配分額は、 全壊 111,000 円 &gt;半壊 55,000 円 &gt;一部損壊（床下浸水を除く。） 10,000 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県義援金（市分）は、全案共通</li> <li>・市義援金は、被災の程度が相対的に小さい世帯にも厚く給付されるよう、被災の程度に関わらず一律に配分</li> <li>・具体的な合計配分額は、 全壊 99,000 円 &gt;半壊 54,000 円 &gt;一部損壊（床下浸水を除く。） 18,000 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県義援金（市分）は、全案共通</li> <li>・市義援金は、床下浸水も配分対象とし、その財源捻出のため、県義援金の配分比率よりやや緩やかに傾斜配分</li> <li>・具体的な合計配分額は、 全壊 106,000 円 &gt;半壊 52,000 円 &gt;一部損壊（床下浸水を除く。） 10,000 円 &gt;一部損壊（床下浸水） 2,000 円</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災程度が大きい世帯への支援が厚め</li> <li>△被災程度が小さい世帯への支援はやや薄め</li> <li>△床下浸水は対象外</li> <li>○既に罹災証明の交付を受けている方や交付申請を案内済の方のみが配分対象となるため、漏れなく配分申請勧奨が可能</li> <li>○既把握の被災者数との差があまり生じないため、義援金が不足する恐れは少ない</li> <li>○配分対象件数の見込みが立つため、早期配分に向けた体制の整備が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△被災程度が大きい世帯への支援がやや薄め</li> <li>○被災度合が小さい世帯への支援も厚め</li> <li>△床下浸水は対象外</li> <li>○既に罹災証明の交付を受けている方や交付申請を案内済の方のみが配分対象となるため、漏れなく配分申請勧奨が可能</li> <li>○既把握の被災者数との差があまり生じないため、義援金が不足する恐れは少ない</li> <li>○配分対象件数の見込みが立つため、早期配分に向けた体制の整備が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災程度が大きい世帯への支援がやや厚め</li> <li>△被災程度が小さい世帯への支援はやや薄め</li> <li>○床下浸水も対象</li> <li>△床下浸水の方には、罹災証明未申請者が多いため、配分対象が不確定 （罹災証明の申請の勧奨・再周知が必要）</li> <li>△未把握の床下浸水被災者から予測を超える申請があれば、義援金が不足する恐れあり</li> <li>△配分対象件数が数千単位で増え、配分に時間を要する恐れあり</li> <li>△床下浸水の被災者からの新たな罹災証明の発行申請が増え、追加の罹災調査が必要</li> </ul>



#### 4 配分時期及び配分方法

第1回配分委員会終了後、速やかに12月中を目途に予め印字した申請書を送付し、随時配分を行います。申請は2月末まで受け付ける予定です。12月末をもって確定する義援金総額と2月末をもって確定する配分対象者数を基に、再度この委員会を招集し、最終的な配分比率を審議していただく予定です。

時期	静岡県義援金			静岡市義援金	
	静岡県	静岡市	被災者	静岡市	被災者
9/27 ～29	・配分委員会第1回開催（募集） ・義援金受付開始				
9/29				報道資料提供	
9/30				義援金受付開始	
11/14	市町の配分対象となる被害の状況を確認	県へ被害状況を報告			
11/18	・第2回県委員会（配分方針・配分金額協議）				
11/22	・第2回県委員会結果及び第1回配分額の通知				
11/28		配分委員会の配分方針を踏まえ、配分計画を定める		第1回市委員会（配分方針・配分金額協議）	
11月 下旬	第1回配分額を市町へ送金	・第1回配分額を受領 ・県へ「入金確認書」を提出			
11月 下旬		被災者への案内通知（返信用封筒同封） ※市義援金兼用	申請書の提出 ※市義援金兼用	被災者への案内通知（返信用封筒同封） ※県義援金兼用	申請書の提出 ※県義援金兼用
12月 ～		義援金を被災者へ支出（振込）	義援金の受領	義援金を被災者へ支出（振込）	義援金の受領
12月		県に第1回配分について完了及び配分漏れを報告			
12/28	義援金の受付期間終了			義援金の受付期間終了	
1月	第3回県委員会（配分金額協議）				
	・第3回県委員会結果及び第2回配分額の通知				

2月 ～	第2回配分額を市町へ送金	・第2回配分額を受領 ・県へ「入金確認書」を提出		配分申請締め切り (予定)	
3月 ～		配分委員会の配分方針を踏まえ、配分計画を定める		第2回市委員会 (配分金額審議)	
		義援金を被災者へ支出(振込)	義援金の受領	義援金を被災者へ支出(振込)	義援金の受領
	・市町からの最終報告受理 ・配分用口座閉鎖、清算、監査報告	県に第2回配分完了を報告 「完了報告書」を提出		配分用口座閉鎖、清算	
R5 ～				第3回市委員会 (配分結果確認)	

県義援金(静岡市分)	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水	合計
県義援金の1件当たりの配分額	89,000	66,000	55,000	44,000	22,000	8,000	8,000	0	
県報告時点の件数	4	6	106	2,140	965	1,116	30		4,367 件
全壊を1とした場合の支給比率	1.000倍	0.742倍	0.618倍	0.494倍	0.247倍	0.090倍	0.090倍	0.000倍	
一部損壊床上浸水を1とした場合の支給比率	11.125倍	8.250倍	6.875倍	5.500倍	2.750倍	1.000倍	1.000倍	0.000倍	
県第1回配分	356,000	396,000	5,830,000	94,160,000	21,230,000	8,928,000	240,000	0	131,140,000 円
市第1回配分	356,000	462,000	5,995,000	97,020,000	22,088,000	2,176,000	264,000	0	128,361,000 円
第1回県見込み不足分	0	-66,000	-165,000	-2,860,000	-858,000	6,752,000	-24,000	0	2,778,999 円

受入総額：152,568,640円 11/7時点

2月頃に振り込まれる第2回県配分額と合算して第2回配分として配分するために持越す。

罹災証明交付済被害総数	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水	合計
11/21時点の件数	4	7	109	2,205	1,004	272	33	1,396	5,030 件

物的被害(単位：世帯毎、棟毎)

罹災証明未交付被害総数(見込み)	床上浸水	床下浸水
11/21時点の把握済件数	671	140

把握済被害総数	現時点の義援金受付総額
5,841	47,302,778

罹災証明交付済

案1： 県義援金と同比率	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水	現時点で罹災証明交付済の被害に対する合計
県義援金を含めた1件当たりの配分額	111,000	82,000	68,000	55,000	27,000	10,000	10,000		
うち市義援金の配分額	22,000	16,000	13,000	11,000	5,000	2,000	2,000	0	
うち県義援金の配分額	89,000	66,000	55,000	44,000	22,000	8,000	8,000	0	
配分件数	4	7	109	2,205	1,004	272	33		3,634 件
一部損壊床上浸水を1とした場合の支給比率	11.125倍	8.250倍	6.875倍	5.500倍	2.750倍	1.000倍	1.000倍	0.000倍	
区分別の配分小計	88,000	112,000	1,417,000	24,255,000	5,020,000	544,000	66,000		31,502,000 円
区分別の配分割合	0.19%	0.24%	3.00%	51.28%	10.61%	1.15%	0.14%		66.60%

一次調査で把握済だが罹災証明未交付

第2回配分想定： 床上のうち50%が半壊、それ以外は一部損壊と仮定	一次調査 床上浸水	一時調査 床下浸水
1件当たりの配分平均額	6,500	0
配分件数	671	
一部損壊床上浸水を1とした場合の支給比率	3.3倍	0.0倍
区分別の配分小計	4,361,500	
区分別の配分割合	9.22%	

第2回委員会に検討を持越す額

把握分が全て一部損壊以上だった場合の合計	現時点の義援金総額から左記を差し引いた額
4,305	35,863,500
11,439,278	24.18%

案2： 案1より緩やかな傾斜配分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水	現時点で罹災証明交付済の被害に対する合計
県義援金を含めた1件当たりの配分額	99,000	76,000	65,000	54,000	32,000	18,000	18,000		
うち市義援金の配分額	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	0	
うち県義援金の配分額	89,000	66,000	55,000	44,000	22,000	8,000	8,000	0	
配分件数	4	7	109	2,205	1,004	272	33		3,634 件
一部損壊床上浸水を1とした場合の支給比率	1.000倍	1.000倍	1.000倍	1.000倍	1.000倍	1.000倍	1.000倍	0.000倍	
区分別の配分小計	40,000	70,000	1,090,000	22,050,000	10,040,000	2,720,000	330,000		39,118,999 円
区分別の配分割合	0.08%	0.15%	2.30%	46.61%	21.22%	5.75%	0.70%		82.70%

第2回配分想定： 床上のうち50%が半壊、それ以外は一部損壊と仮定	一次調査 床上浸水	一時調査 床下浸水
1件当たりの配分平均額	10,000	0
配分件数	671	
一部損壊床上浸水を1とした場合の支給比率	1.0倍	0.0倍
区分別の配分小計	6,710,000	
区分別の配分割合	14.19%	

把握分が全て一部損壊以上だった場合の合計	現時点の義援金総額から左記を差し引いた額
4,305	45,828,999
1,473,779	96.88%
3.12%	

案3： 案1と同比率で床下浸水も対象	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水	現時点で罹災証明交付済の被害に対する合計
県義援金を含めた1件当たりの配分額	106,000	79,000	66,000	52,000	26,000	10,000	10,000	2,000	
うち市義援金の配分額	17,000	13,000	11,000	8,000	4,000	2,000	2,000	2,000	
うち県義援金の配分額	89,000	66,000	55,000	44,000	22,000	8,000	8,000	0	
配分件数	4	7	109	2,205	1,004	272	33	1,396	5,030 件
一部損壊床上浸水を1とした場合の支給比率	8.900倍	6.600倍	5.500倍	4.400倍	2.200倍	1.000倍	1.000倍	1.000倍	
区分別の配分小計	68,000	91,000	1,199,000	17,640,000	4,016,000	544,000	66,000	2,792,000	29,194,999 円
区分別の配分割合	0.14%	0.19%	2.53%	37.29%	8.49%	1.15%	0.14%	5.90%	61.72%

第2回配分想定： 床上のうち50%が半壊、それ以外は一部損壊と仮定	一次調査 床上浸水	一時調査 床下浸水
1件当たりの配分平均額	5,000	2,000
配分件数	671	140
一部損壊床上浸水を1とした場合の支給比率	2.7倍	1.0倍
区分別の配分小計	3,355,000	280,000
区分別の配分割合	7.09%	0.59%

把握分が全て一部損壊以上だった場合の合計	現時点の義援金総額から左記を差し引いた額
5,841	32,829,999
14,472,779	69.40%
30.60%	

提供日 2022/11/22  
タイトル 令和4年台風第15号災害静岡県義援金 第1回配分額の報告  
担当 健康福祉部 福祉長寿局福祉長寿政策課  
連絡先 福祉長寿政策課  
TEL 054-221-2844



## 令和4年台風第15号災害静岡県義援金 第1回配分額をお知らせします。

(要旨)

「令和4年台風第15号災害静岡県義援金」について、令和4年11月18日に募集・配分委員会を開催し、被災市町への第1回配分額を決定した。  
義援金は、11月中に被災市町に送金し、市町を通じて被災者へ配分される。

(概要)

- ・名称 : 令和4年台風第15号災害静岡県義援金
- ・受付期間 : 令和4年9月27日(火)～令和4年12月28日(水)
- ・受付団体 : (福)静岡県共同募金会、日本赤十字社静岡県支部、静岡県
- ・受入総額 : 152,568,640円 令和4年11月7日現在(受入件数:2,053件)
- ・第1回配分: 146,237,000円 を以下のとおり配分決定した。

対象市町	配分総額 (円)	被災区分	配分対象数 (人・世帯)	配分単価 (円)	配分額 (円)
静岡市	131,140,000	死者	3	89,000	267,000
袋井市	2,707,000	軽傷者	6	2,000	12,000
浜松市	2,680,000	全壊	9	89,000	801,000
磐田市	2,528,000	大規模半壊	18	66,000	1,188,000
藤枝市	1,943,000	中規模半壊	109	55,000	5,995,000
焼津市	1,434,000	半壊	2,178	44,000	95,832,000
島田市	1,302,000	準半壊	1,113	22,000	24,486,000
川根本町	752,000	準半壊に至らない(一部損壊)	245	8,000	1,960,000
牧之原市	560,000	床上浸水	1,962	8,000	15,696,000
森町	464,000	計	5,643	—	146,237,000
掛川市	415,000				
御前崎市	266,000				
菊川市	46,000				
合計	146,237,000				

(対象市町:13市町)

- 令和4年台風第15号災害静岡県義援金募集・配分委員会構成団体  
静岡県市長会町村会総合事務局、(福)静岡県社会福祉協議会、(福)静岡県共同募金会、  
日本赤十字社静岡県支部、日本放送協会静岡放送局、  
(公財)静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団、静岡県
- 募集期間終了後、第2回配分を行う。

令和4年台風第15号災害静岡県義援金 第1回配分（市町別配分額一覧）

（単位：円）

区分	死者	軽傷者	住 宅（世帯）							計	
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない （一部損壊）	床上浸水		
<b>配分単価</b>	<b>89,000</b>	<b>2,000</b>	<b>89,000</b>	<b>66,000</b>	<b>55,000</b>	<b>44,000</b>	<b>22,000</b>	<b>8,000</b>	<b>8,000</b>		
静岡市	配分対象数	0	0	4	6	106	2,140	965	30	1,116	4,367
	配分額	0	0	356,000	396,000	5,830,000	94,160,000	21,230,000	240,000	8,928,000	131,140,000
浜松市	配分対象数	0	5	2	0	0	6	30	5	191	239
	配分額	0	10,000	178,000	0	0	264,000	660,000	40,000	1,528,000	2,680,000
島田市	配分対象数	0	0	0	2	0	8	19	8	42	79
	配分額	0	0	0	132,000	0	352,000	418,000	64,000	336,000	1,302,000
磐田市	配分対象数	0	0	0	1	0	12	33	15	136	197
	配分額	0	0	0	66,000	0	528,000	726,000	120,000	1,088,000	2,528,000
焼津市	配分対象数	0	0	0	0	0	0	3	5	166	174
	配分額	0	0	0	0	0	0	66,000	40,000	1,328,000	1,434,000
掛川市	配分対象数	1	0	1	1	1	1	0	0	9	14
	配分額	89,000	0	89,000	66,000	55,000	44,000	0	0	72,000	415,000
藤枝市	配分対象数	0	0	0	0	1	3	22	5	154	185
	配分額	0	0	0	0	55,000	132,000	484,000	40,000	1,232,000	1,943,000
袋井市	配分対象数	1	0	1	0	1	2	31	102	111	249
	配分額	89,000		89,000	0	55,000	88,000	682,000	816,000	888,000	2,707,000
御前崎市	配分対象数	0	0	0	0	0	1	1	25	0	27
	配分額	0	0	0	0	0	44,000	22,000	200,000	0	266,000
菊川市	配分対象数	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4
	配分額	0	0	0	0	0	0	22,000	0	24,000	46,000
牧之原市	配分対象数	0	0	0	0	0	3	6	26	11	46
	配分額	0	0	0	0	0	132,000	132,000	208,000	88,000	560,000
吉田町	配分対象数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	配分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	配分対象数	1	1	1	8	0	1	0	0	0	12
	配分額	89,000	2,000	89,000	528,000	0	44,000	0	0	0	752,000
森町	配分対象数	0	0	0	0	0	1	2	24	23	50
	配分額	0	0	0	0	0	44,000	44,000	192,000	184,000	464,000
合計	配分対象数	3	6	9	18	109	2,178	1,113	245	1,962	5,643
	配分額	267,000	12,000	801,000	1,188,000	5,995,000	95,832,000	24,486,000	1,960,000	15,696,000	146,237,000